

強制は違法、自腹切る前に相談を



イラスト・今井ヨージ

「スーパーでレジ打ちのパートをしています。1個数千円のお歳暮セットを5個以上売るノルマがあります。親戚や友人に頼んで3個買ってもらいましたが、売れなかった2個は自分で買い取れと、上司に言われました。時給も安いのに納得できません」。20代女性からの相談です。

営業職などで販売ノルマが課されている人は多いでしょう。パートを含めた全従業員にノルマがある小売店もあります。過大なノルマに負担を感じている人も少なくないようです。では、ご相談のようにノルマが達成できなかった分の商品を、会社が社員に強制的に買い取らせることは

ポイントは

- ノルマ未達成成分を賃金から天引きするのは違法
- ノルマ未達成が理由の解雇は無効になる場合も

可能なのでしょうか。労働基準法24条は、賃金の全額を労働者に直接支払うことを、会社に義務づけています。給与所得税の源泉徴収分や社会保険料などは、法令に定めがあるものは、前もって賃金から差し引くことが可能です。会社と労働組合などが協定を結べばそれ以外のものを差し引くこともできますが、社内預金や組合費など、労働者側が負担することが明白なものに限りません。その趣旨から考えて、ノルマ未達成成分を賃金から天引きすることは労働基準法24条違反です。強制的に買い取られる場合も、賃金が全額支払われないという点では天引きされる場合と実質的に変わりません。やはり、労基法24条に違反することになります。明確に買い取りを強制されなくても、上司から毎日のように「ノルマを達成しろ」と叱られ、自ら買わざるを得ない状況になっている人もいます。そういった人は、多額の自腹を切る前に労働組合や弁護士に相談してみたいかがでしょうか。たとえノルマが達成できなくても、もともとの設定が過大だった場合、未達成を理由とした配置転換や解雇は無効になる可能性が高くなります。上司の叱責が通常の業務指導の範囲を超えるほどひどければパワーハラスメントにあたるとして改善を求めることもできます。(弁護士・橋本佳代子)